（様式５）

公益財団法人広島県サッカー協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。http://www.hfa.or.jp/ca/6/1390/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2009年に組織運営に関する方針である「HiFA2009年宣言」を行い、HiFAの理念、HiFAのビジョンを決定。2015年、2050年の中長期目標を設定し、当協会公式ウェブサイト等で公表している。	HiFA2009宣言
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	財源の多様性（例：登録料、賛助金収入、主管大会等）を確保し、十分な特定預金により財務の安全性を確保することに努めている。	
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事会は、定款上20名以上25名以内としている。出席率は過去1年間75％を超えている。	
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	役職員等に係る法令遵守について規程を整備している。	役・職員倫理規程 倫理委員会規程 倫理ガイドライン

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人運営について整備している。	定款 地区協会加盟規程 登録者等倫理規程 倫理委員会 専門委員会規程 倫理ガイドライン 経理規定 事務局規程 登録料規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人業務について規程を整備している。	内部通報者保護規程 リスク管理規程 文章処理細則 役・職員倫理規程 登録者等倫理規程 職員旅費規程 役職員等旅費規程 専門委員会規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役職員の報酬について規程を整備している。	定款 役員及び評議員の費用に関する規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	財産について規程を整備している。	定款 経理規定
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政基盤を整えるため規程を整備している。	定款 登録料に関する規程

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	選手選考については、サッカーという団体競技の性質上、監督の戦術等に沿った選手選考を行う必要があるという観点などから、一律の定量・定性的な基準を設けて個人を選考するということは行っていないが、トレセンの招集や国体選考会等を経て、チーム編成が決定され、技術委員会にて報告されるプロセスを経ている。	
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	（公財）日本サッカー協会の審判資格を取得し、主な試合を審判委員会が試合への割り当てを決定している。	
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	理事会で行っている。	
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	各会場にウェルフェアオフィサー　ジェネラルを置き、コンプライアンス教育を実施することとしている。	
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	次の体制により、財務・経理処理の適正性を確保している。 ①事業年度開始前に事業計画書、収支予算書等を作成 ②理事会での決議、評議員会での承認 ③日々の会計処理は経理規定等に基づき実施 ④会計士が毎月確認 ⑤事業年度終了後に事業報告書、賃借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等を作成 ⑥監事２名の監査 ⑦理事会と評議員会の承認	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等の利用については、補助金や助成金等の各会計のマニュアルに沿って適正に執行している。	
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法人法に基づき、計算書類を作成し、理事会で承認後、事務所内に備え置いている。また、定款に定める電子公告として、本協会のホームページに貸借対照表を掲載している。	HiFA公式ウェブサイト（http://www.hfa.or.jp/ca/29/1290/1906/）
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報は、毎年４月を目途に公表することとする。	
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	理事による利益相反取引にあたっては、法人法及び役・職員倫理規程に定めている。	役・職員倫理規程
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	内部通報者保護規程、役・職員倫理規程および登録者等倫理規程に基づき、通報制度を設けている。 役・職員倫理規程および登録者等倫理規程には、通報方法等を定めている。 通報者の保護の観点では、保護規程において、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課しているほか、通報報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取り扱いを行うことを禁止している。	内部通報者保護規程 役・職員倫理規程 登録者等倫理規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	司法機関として規律・裁定を設けている。	組織図 HiFA公式ホームページ（http://www.hfa.or.jp/ca/6/539/1796/）

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	当協会では、リスク管理規程を策定し、非常時の対策室の設置や情報収集、役職員への指示等、有事の際の危機管理対応を定めている。	リスク管理規程
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事が発生した場合の対応はリスク管理規程に定めている。	リスク管理規程
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地区協会加盟規程を設け、支援金制度を設け財政的な支援を行っている。 ガバナンスの確保として登録者等倫理規程に定めている。	関連組織図 広島県FA活動支援金交付要綱（地区協会） 地区協会加盟規程 登録者等倫理規程
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	年２回の１６地区協会代表者会議にて情報提供および助言を行っている。	